

令和5年8月

荷主事業者(運送委託者) 御中

国土交通省 関東運輸局
厚生労働省
東京・神奈川・千葉・埼玉
茨城・栃木・群馬・山梨
労働局
経済産業省 関東経済産業局
農林水産省 関東農政局

トラック事業の取引環境改善に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、働き方改革関連法により、2024年4月から、自動車運転者の時間外労働の上限規制(年間960時間)及び過労死等の防止の観点から見直された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(「改善基準告示」)が適用されることとなります。

トラック運転者は、他の産業と比較して長時間労働や低賃金の実態にあるため、今般の適用に伴いトラック事業者の売上・利益の減少のほか、運転者の収入減による慢性的な運転者不足など様々な問題が生じることで、荷物の取扱量の減少や、これまで当たり前になっていた荷物が届かなくなってしまうなど、一般消費者や各種業界にも大きな影響を与えることが懸念されます(いわゆる「物流の2024年問題※」)。

「物流の2024年問題」を乗り越えるため、物流が直面している諸問題を解決し、更なる取引環境改善を進めていく必要性が一層高まっていますが、トラック事業者の努力だけでは限界があるため、荷主企業をはじめ官民一体となって取り組んでいくことが重要です。

つきましては、トラック事業の取引環境改善に向けた取り組みとして、下記の事項について、ご理解とご協力を賜りますとともに、御社内にて広くご周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、国土交通省では長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には、法律に基づく働きかけ・要請等を行っており、荷主勧告を発動した場合には荷主名を公表することとしております。また、独占禁止法に違反する行為については公正取引委員会へも通知を行うこととなります。

記

1. 恒常的な荷待ち時間の削減や手荷役の解消(パレット化の導入)など、労働環境の改善にご協力いただくこと。
2. トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

※「物流の2024年問題」とは:働き方改革関連法の施行に伴い2024年4月に、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、トラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間となり、他方で、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、2024年度には輸送能力が約14%不足し、さらに、このまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推計されている。これらの物流業界で発生する問題を総称する言葉である。

《問い合わせ先》

○国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 ☎045-211-7248

○厚生労働省各労働局労働基準部監督課

☎東京:03-3512-1612、☎神奈川:045-211-7351、☎千葉:043-221-2304

☎埼玉:048-600-6204、☎茨城:029-224-6214、☎栃木:028-634-9115

☎群馬:027-896-4735、☎山梨:055-225-2853

○経済産業省関東経済産業局産業部適正取引推進課 ☎048-600-0325

○農林水産省関東農政局経営・事業支援部食品企業課 ☎048-740-0145